

石建指第 546 号
令和2年(2020年) 6月 1日

北海道行政書士会札幌支部長 様
公益社団法人全日本不動産協会北海道本部長 様
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会長 様

石狩振興局産業振興部建設指導課長

閲覧時間等の変更について

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、政府対策本部は5月25日に解除し、道においても、5月31日をもって、これまで実施してきた休業要請などの措置を解除し、感染を予防する「新しい生活様式」の実践など新北海道スタイルの構築に取り組むこととなりました。

これを受け、当課において開設している閲覧所について、次のとおり閲覧時間の変更及び閲覧数を制限することとしますので、お知らせいたします。

なお、貴会員に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和2年6月2日(火)から当面の間

2 閲覧時間等

変更後：①午前9時から午前11時まで

②午後1時から午後4時まで

変更前：午前9時から午前11時まで

一度に閲覧できる件数を5件に制限(継続)

3 その他

今回の変更は、現段階の感染拡大防止策であり、今後の状況によって変更を行う場合は、あらためて通知します。

(指導審査係)